

総務委員会会議録

日時 平成30年6月29日(金) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後1時46分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 水岸 富美男
副委員長 渡辺 淳也
委員 皆川 巖 渡辺 英機 浅川 力三 河西 敏郎
白壁 賢一 佐藤 茂樹 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 赤岡 利行 警察本部長 青山 彩子
警務部長 鈴木 康修 刑事部長 小林 仁志 交通部長 中山 良彦
警備部長 市川 和彦 生活安全部長 鶴田 孝一 首席監察官 清水 順治
警察学校長 矢崎 正美 総務室長 切刀 康友
警務部参事官 岩柳 治人 交通部参事官 窪田 豊
交通部参事 若月 誠 警備部参事官 岩柳 幸夫
生活安全部参事官 雨宮 雄二
会計課長 大森 伸 教養課長 秋山 敦 監察課長 小林 信一
厚生課長 吉田 一成 情報管理課長 清水 八志
地域課長 和田 弘記 少年・女性安全対策課長 五味 雄二
生活安全捜査課長 大森 勇人 通信指令課長 藤田 貴仁
捜査第一課長 志田 浩 捜査第二課長 藤井 清
交通指導課長 井上 久 交通規制課長 川口 守弘 運転免許課長 廣川 勉

総合政策部長 平賀 太裕 県民生活部長 立川 弘行
リニア交通局長 岡 雄二
総合政策部理事 上野 直樹 総合政策部理事 藤森 克也
総合政策部次長 末木 憲生 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 小林 厚
県民生活部次長 三井 薫 県民生活部次長 長田 公
リニア交通局リニア推進監 細川 淳 リニア交通局次長 深澤 宏幸
リニア交通局次長 渡邊 仁
政策企画課長 上野 良人 オリンピック・パラリンピック推進室長 古屋 友広
リニア環境未来都市推進室長 石寺 淳一 広聴広報課長 大久保 雅直
地域創生・人口対策課長 津田 裕美
県民生活・男女参画課長 小田切 春美 北富士演習場対策課長 斉藤 直紀
統計調査課長 若尾 誠 消費生活安全課長 砂田 英司
生涯学習文化課長 井上 泰子 世界遺産富士山課長 入倉 博文
私学・科学振興課長 藤原 鉄也
リニア推進課長 渡辺 真太郎 交通政策課長 若尾 哲夫

総務部長 鈴木 康之 防災局長 若林 一紀 会計管理者 樋川 昇

人事委員会委員長 信田 恵三 代表監査委員 佐藤 佳臣
選挙管理委員会委員長 中込 まさる
総務部理事 森田 貴夫 総務部次長（防災局次長兼職） 神宮司 易
総務部次長（人事課長事務取扱） 村松 稔
職員厚生課長 田辺 由加里 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人
市町村課長 小田切 三男 情報政策課長 渡邊 雅人
防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 小澤 祐樹 消防保安課長 西川 秀之
出納局次長（会計課長事務取扱） 平塚 幸美 管理課長 佐久間 浩之
工事検査課長 丸山 裕司
人事委員会事務局長 清水 正 人事委員会事務局次長 三井 勉
監査委員事務局次長 内田 不二夫
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司

議題（付託案件）

- 第 6 1 号 山梨県県税条例等中改正の件
- 第 6 2 号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例中改正の件
- 第 6 4 号 平成 3 0 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第 3 条地方債の補正
- 第 6 8 号 甲府市の中核市指定に係る申出に関する同意の件
- 第 6 9 号 平成 3 0 年度山梨県一般会計補正予算
- 承第 1 号 山梨県県税条例中改正の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前 1 0 時から午前 1 0 時 3 3 分まで、警察本部関係、休憩をはさみ、午前 1 0 時 4 9 分から午後 1 2 時 0 3 分まで、総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ午後 1 時から午後 1 時 4 6 分まで、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第 64 号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑

浅川委員 ただいま説明をいただきました課別説明書の警2ページの9,395万円の韮崎警察署の造成工事に関する経費ということですが、この事業の現在までの進捗状況と今後の事業計画について説明を求めます。

大森会計課長 韮崎警察署の移転建てかえ事業につきましては、平成29年6月議会におきまして用地購入、移転補償、地質調査、造成設計及び建築設計に要する経費について御承認をいただきまして、具体的な事業に着手をいたしましたところ、平成29年12月中旬に建設予定地の用地購入契約を完了したところであり、また、本年3月下旬には地質調査を終わりました、現在は造成設計及び建築設計を行っているところであります。

今後の事業計画につきましては、今議会に提出しております造成工事費の補正予算案を御承認いただければ、本年11月ごろまでに施工業者を選定するための一般競争入札等の手続を終えた上で、年内には造成工事に着手をいたしまして、来年夏ごろまでに建設予定地の造成を完成させる予定であります。

その後、庁舎や車庫などの建設、外構舗装工事などに順次着手をいたしまして、平成32年度末の完成を目指しております。

浅川委員 説明はよくわかりました。現在の韮崎警察署の本庁舎、分庁舎ともに駐車スペースが大変少ないというか、狭いんじゃないかと思っておりますが、今の説明によりますと、これまでに建設予定地の造成設計を進めているとのことですが、建設予定地の敷地面積はどの程度なのか、また、来庁者の駐車台数等々はどの程度現在より多くなるのか説明を伺いたいと思います。

大森会計課長 建設予定地の敷地面積につきましては、約8,400平方メートルでございます。この面積は、現警察署の本庁舎と分庁舎を合わせた敷地面積の約2倍の広さとなります。また、駐車台数につきましては、現状よりも40台程度多い110台程度となりまして、現在の約1.5倍となりますことから、来訪者用の駐車場も十分確保できますので、来訪者の利便性の向上が図られるものと考えております。

浅川委員 わかりました。

最後に、新しい庁舎が着工してでき上がる計画ということですが、業務はいつごろ開始できるんですか。地域の人たちも1日も早い業務の開始を期待しているようでございますが、その辺の説明を聞いて終わります。

大森会計課長 韮崎警察署建設事業につきましては、事業計画どおりに順調に進んでいるところでございます。新庁舎での業務につきましては、平成33年度の早い時期に開始をしたいと考えております。それまでの間は、現在の本庁舎、分庁舎を

維持いたしまして対応に万全を期してまいりたいと考えております。

この事業につきましては、地域住民の安全・安心のよりどころとなる治安拠点として十分な機能を持たせるために、今後も関係機関や周辺住民の方々などの御理解と御協力をいただきながら、計画的かつ着実に進めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(不審者侵入への対策について)

飯島委員

何点かお伺いしたいと思います。新聞記事にもありますように、6月27日の新聞に載っていますが、富山県富山市において交番が襲撃され、警部補が刃物で刺され、後にお亡くなりになられたという、まことに痛ましい事件が起きました。改めて哀悼の誠を捧げたいと思います。

また、その際、拳銃を奪われて、後にその拳銃が発砲されたと、こういう事件が発生しました。私が大学生のころは、いわゆる組織暴力、京浜安保共闘などが各主要な交番を襲って発砲事件を多発して、母親からは交番の近くに行くなど言われたことを思い出しました。この案件はそれとは別な案件かなと思いますけれども、こういった事件を受けて県警では交番の襲撃や拳銃の奪取事件防止についてどのようにお考えか、まずはお伺いしたいと思います。

和田地域課長

警察本部では、これまでも拳銃が奪取される危険性、可能性を認識しました勤務全般を通じた緊張感の堅持や実戦的な対応訓練を実施、指示しておりますが、このたびの事件を受けまして指示の再徹底を行っております。

また、拳銃取り扱い事案に対する教養訓練は襲撃を想定した実戦的訓練や逮捕術訓練を継続的に行っており、対応能力の向上と危機意識の醸成に努めております。

以上でございます。

飯島委員

当然、訓練をされていると思いましたが、改めてやはり意識を高くしてやっていただきたいと思います。

また、この件は小学校の校門付近の交番ということでありまして、工事車両を誘導した警備員も拳銃で撃たれて亡くなったと。民間人がこういう形で亡くなるというのは、またとても異例なことでもありますけれども、先ほど申し上げたように本県も小学校近くに交番が多いというのが見受けられることから、県としては、小学校でのこういう場合の子供の安全対策あるいは予防についてはどんな形で行われているかお伺いしたいと思います。

雨宮生活安全部参事官 御質問にお答えいたします。富山の事件の真相などは、詳細は判明しておりませんが、警察ではこれまでも学校と連携しました不審者侵入を想定した対応訓練や児童に対する防犯教室、防犯訓練などを行いまして、学校や児童の安全対策を講じているところであります。

以上です。

飯島委員　　これまでも不審者侵入訓練をされているということで、その訓練の具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

雨宮生活安全部参事官　お答えいたします。不審者の侵入訓練では、不審者が学校に侵入してきたということを想定しまして、児童の安全の確保、これを最優先にしました学校職員に対する警察への通報、不審者の攻撃に対する防御、児童の避難誘導等につきまして、その手順、方法の確認や訓練を行っているところであります。

また、子供やその保護者を対象としまして、子供に理解されやすく覚えやすい「いかのおすし」という標語を使っているのですけれども、その「いかのおすし」を用いた危険への対処の基本の習得や、警察官が犯人役となりまして防犯教室、防犯訓練等を行っているところであります。

以上であります。

飯島委員　　職員のみならず御家族、児童にもされているということではありますが、防災訓練もそうではありますが、年に一遍というか、そういう訓練の頻度はどのぐらいやるのか。あと、そういう訓練は県下の全ての学校でやっているのかどうか、その2つをお聞きしたいと思います。

雨宮生活安全部参事官　お答えいたします。平成29年中の訓練ではありますが、県下の小学校を対象としますと176校中109校で訓練を実施しております。また、平成30年、本年につきましては5月末現在で71校で訓練を実施しているところであります。

全ての学校で訓練を行っているかということではありますが、学校独自の訓練につきましては承知しておりませんが、警察と連携しました訓練につきましては早期に順次、実施していくこととしております。

以上でございます。

飯島委員　　1つ目の質問で、じゃあ、年に一遍ということでもいいんですね。訓練の頻度ということは何だったのですが。

雨宮生活安全部参事官　基準はありませんが、年に一巡ということを目標に訓練をしております。

飯島委員　　やっていないところもあるということでもありますから、ここはその現場、学校の事情もありますから、強制はできないと思いますが、また協議してやっていただきたいと思います。

あと、不審者の侵入訓練という話が今、出ましたけれども、例えば不審者が入りそうだという情報が警察に入った場合、どういう方法でその学校に通報するのか、あるいは消防署とか、関係の自治会連合会とか、そういうことはどうなっているのでしょうか。

雨宮生活安全部参事官　事件、事案の危険性、緊急性等に鑑みまして、学校に緊急通報するという場合のほかに、各地域の教育委員会とか、私立の学校は個別ですが、そこと警察で締結しております学校警察パートナーシップ協定というものがございましてけれども、それに基づきまして不審者が出た、事件が発生したという情報について情報提供を行っているところであります。

飯島委員 これからも一段階強化していただくというか、意識を持ってやっていただきたいと思います。

この案件の最後ですけど、この富山の事件を受けて、今後改めてこういうことをやるべきだとか、取り組みを強化するとか、そういうお考えがあったらお伺いしたいと思います。

雨宮生活安全部参事官 ただいま御説明させていただいたとおり、これまでも、訓練、教養等を行っているところですが、今後も継続しまして学校や児童に対する警戒、見守り、パトロールなどを強化するほか、学校と緊密な連携を図りまして情報提供、防犯教室等を実施して、被害の未然防止と子供の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

飯島委員 改めて、命を張って治安維持をされている青山本部長初め県警の皆さんには心から敬意を表しながら、引き続き本県の安心・安全のために努めていただきたいと思います。

(道路標示について)

もう1件いいですか。今度は交通安全ですけども、道路を走っていると、道路に白線、黄色い線、横断歩道や停止線などがあるんですね。その標示が消えかかって見えにくくなっているというのを最近散見するんですけども、やっぱりそれは交通上、安心・安全のための措置であって、それがちょっと消えているというのはとても問題かなど。重要な施設でありますし、改善してもらいたいなと思います。

この道路標示については、警察の管理するものと道路管理者が管理するものと住み分けがあると承知しておりますけれども、この警察の管理する道路標示は、まずどのようなものがあるかお伺いしたいと思います。

川口交通規制課長 飯島委員の道路標示についての御質問にお答えいたします。道路を見ますと、横断歩道や一時停止の停止線、そのほか道路のセンターラインと呼ばれる中央線、それから外側にあります外側線など、さまざまな道路標示がございます。その中には先ほど委員の御指摘のとおり、公安委員会が所管するものと道路管理者が所管するものとが混在して整備されております。公安委員会が所管する、また設置する道路標示につきましては、規制標示というものと指示標示というものがございまして、規制標示といたしましては道路の中央部に設置されているセンターラインの黄色実線の追い越しのための右側部分のみ出し通行禁止など29種類がございます。また、指示標示といたしましては、一時停止の停止線や横断歩道等、15種類がございます。それ以外の外側線ですとか破線で示されたセンターライン、そのほかにゼブラゾーンといったものが道路管理者の所管するものとなります。

以上でございます。

飯島委員 県警だとはみ出し禁止の黄色とか一旦停止とかいうことでありまして、その住み分けはもうできているわけありますので、それぞれしっかりやっていただきたいと思います。

ところで、県内には県警が管理する横断歩道とか、そういう道路標示は一体どのぐらいあるんでしょうか。

川口交通規制課長 お答えいたします。県内にあります主な道路標示につきましては、平成2

9年度末の数字でございますが、横断歩道が5,384カ所、一時停止の停止線につきましては9,778カ所、黄色の実線、これにつきましては約1,000キロが設置されております。

以上でございます。

飯島委員 県全体ですから、やっぱり膨大な数というか、とても全部すぐ補修も不可能かなというのは容易に想像できますが、そうはいつでも把握をしていただいて順次、プライオリティーを考えて補修してもらおうということだと思っておりますが、今、川口課長がおっしゃったような全体の数の中で、一体補修がまだ至っていないというのは把握されているのでしょうか。

川口交通規制課長 お答えいたします。ただいま申し上げました主な道路標示に関してですが、この主な道路標示の磨耗箇所につきましては、これはあくまでも我々が業務を進める上で業務管理上目安としている数値ではございますが、平成30年5月末現在で、横断歩道が約250カ所、一時停止の停止線が約300箇所、黄色の実線につきましては約60キロメートルを更新すべき対象として把握しております。

以上でございます。

飯島委員 そういった更新に至っていないというところをしっかりと把握していただいているということで、ひとつ安心しました。

最後に、やはり車社会の本県でありますから、道路の安心・安全のための方策を引き続きしていただきたいというふうに思いますけれども、補修していない、更新していない箇所はわかりましたけれども、例えば消えかかっている道路標示とか、そういうものを把握されていて、そういうものは今後どのように補修を行っていくのかあわせてお伺いしたいと思います。

川口交通規制課長 お答えいたします。道路の標示の磨耗状況につきましては、車両の通行量ですとか地域の自然環境、また路面の状態等によって大きく影響を受けるものでございます。このため、一度更新をしても比較的短期間のうちにまた磨耗してしまうところもございます。このようなことから、県警察といたしましては、警察官が日常活動を通じて行う把握、そのほかに道路管理者からの情報提供、また、一般の方々からの要望、さらには県警ホームページへの投稿など、あらゆる方法によって把握に努め、その不備のある箇所につきましては現地の調査を行うなどして優先順位を付して、また緊急性を踏まえながら計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

飯島委員 丁寧にありがとうございました。ちょっと見方を変えると、やはり県外から来る観光客とか、そういう人たちも、道路整備をしていると安心・安全だ、山梨はしっかりしているなという感覚も持たれるのかなという視点から見ると、やはり川口課長がおっしゃったように県警察の皆さん、あるいは道路管理者、それから一般の人たちからの声も、さらにアンテナを高くしてやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

(山岳遭難の防止対策について)

浅川委員 山岳遭難について質問させていただきます。先般の山日新聞によりますと、昨年1年間における全国の山岳遭難発生件数が公表されておまして、山梨県

が長野県、北海道に続いて3番目と書いてありました。ちょっと前の言葉でございしますが、山ガールなんていって、県外から高齢者を中心とした山の愛好家が今、全国から大勢来ておるわけでありましたが、たまたま私は、先般、瑞牆山で大阪の50代の女性にちょうどそのときに遭遇いたしまして、そんなことでちょっと山梨県の取り組み等々も聞きたいと思って、きょうは質問させていただきます。

ことしの山岳遭難の発生状況についてまず伺います。

和田地域課長 浅川議員の質問にお答えいたします。本年1月から5月までの山岳遭難発生状況は、発生30件、前年同期比マイナス13件、遭難者46人、前年同期比プラスマイナスゼロ人、死者5人、前年同期比マイナス7人ということで、発生件数、死者ともに減少傾向にあります。これから本格的な夏山シーズンを迎えますので、多くの登山者が入山することが予想されます。そこで、遭難の増加が懸念されているところでございます。

以上でございます。

浅川委員 山梨県も山岳県ということで広いわけでありましたが、私は地元八ヶ岳で、八ヶ岳周辺とか、それから南アルプス周辺とか、この選別の仕方が私にはよくわかりませんが、秩父、多摩、甲斐もありますし、富士山周辺もありますけれども、この辺の系列的な遭難件数はわかりますか。

和田地域課長 ただいまの質問にお答えいたします。本年1月から5月の状況を見ますと、山系別発生状況は、大菩薩・道志山系が9件、30%、次いで南アルプス山系8件、26.7%、富士山・御坂山系が7件、23.3%、八ヶ岳・秩父山系が6件、20%となっております。

以上でございます。

浅川委員 遭難された方の年代だとか、どのようなケースで遭難されたのか、その辺の状況がわかりましたら説明をお願いします。

和田地域課長 遭難された方は46人中、70代が14人と最も多く、次いで60代12人となっております。60歳以上が半数以上を占めております。

居住地別では県外者が42人と9割以上が県外者となっております。

形態別では、滑落・転落が10件、次いで道迷いが9件、発病が4件となっております。

以上でございます。

浅川委員 遭難されている方は県外の方が多いと、今お聞きして初めてわかったのですが、県警察としては、この山岳遭難の防止対策として、啓蒙活動等も含めてどんな対応を考えていますか。

和田地域課長 ただいまの質問にお答えいたします。県警では年間を通じまして遭難の発生状況、登山道の危険箇所などを記載した小冊子の配布や、県警公式ホームページ、ツイッターに遭難防止の具体的なメッセージを掲載し、安全登山を呼びかけるなど、県内外への情報発信をしているほか、お昼のコンサートや各種イベント時における広報啓発活動を行っております。

また、登山道や標識等の修復が必要な箇所につきましては、その整備を自治体等に働きかけるなど、関係機関、団体と連携して対策を推進しているところ

でございます。

また、本年2月からは山梨県警察山岳救助アドバイザー5名を委嘱しているほか、本年3月には警察本部地域課に山岳警備安全対策隊を新設しまして、救助技術の向上と体制の強化を図っているところでございます。

以上です。

浅川委員 今お聞きしたところ、山梨県警察山岳救助アドバイザーという方を委嘱されているようですが、どんな方々を中心に委嘱されたんですか。

和田地域課長 お答えいたします。アドバイザーには、山梨県山岳連盟の役員など、県内の山々の知識、経験とも豊富な方を委嘱しており、山岳遭難救助及び訓練について適切な指導、助言を受けることにより、県警察では救助技術の向上を図っております。

以上です。

浅川委員 最後になりますが、先般、富士山の登山でヘルメットの着用という話も聞いているのですが、今後、今年度発足した山岳警備安全対策隊の活動状況等々についてお聞きして最後にします。

和田地域課長 お答えいたします。山岳警備安全対策隊には5名の隊員がおり、山岳遭難発生時における迅速な救助活動のほか、広報啓発活動、関係機関、団体との連携強化などを図っております。これまでに主な救助活動としましては、4月の茶臼山11名大量遭難事案、静岡県警と合同救助に当たった富士山9合目の雪山遭難事案などで、その他、東京都内の大手登山ショップ主催の登山イベントや旅行業界主催のツアー会社を対象とした研修会などの出張講座などを行い、県外者に対する広報啓発活動を強化しております。

このほか、警察本部機動隊や各警察署には本部直轄山岳救助隊、25名を指定しておりますが、本部の体制が強化されましたことから、直轄救助隊員の訓練、指導についても一層効果的に推進しているところでございます。

以上です。

浅川委員 いよいよ7月1日で大体全県で山開きが開催されて、梅雨明けとともにいよいよシーズンに入りますので、なお一層、奮闘、努力されることを御期待申し上げ、終わります。

※第 64 号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑

飯島委員 　まず、政の2の国際総合戦略事業費900万円余のうち、1の県実行委員会事業費補助金370万円余についてお伺いしたいと思います。先ほど、古屋室長から県内における機運の醸成やレガシーの創出を推進する取り組みに対して助成という説明もありましたが、レガシーの創出という、こういう言葉を、最近よく聞きます。確かにスキージャンプの葛西選手の活躍のときによくレガシーという言葉が使われたのですが、当然、レガシーには遺産とか後世に残るものという意味があるのですが、このレガシーの創出という言葉は、どう解釈して、どう伝えたいと思っているのか。そして、こういう公文書でレガシーの創出と書いていいものかどうか、私は、とても疑問に思うんですけど、その辺をお答えいただきたいと思います。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 　レガシーの創出についての御質問ですけれども、オリンピック・パラリンピックという大きい大会ですので、その大会を契機としまして今後の地域の活性化とか、地域の振興とか、そういったものにつながるような形で残せていけたらと考えております。今後、その取り組みに当たりまして、官民一体となりました実行委員会を設立していきたいと考えております。こうした取り組みにつきまして、実行委員会を中心として検討をしていきたいと考えております。

飯島委員 　取り組みはわかるんですけど、レガシーの創出という言葉は聞いたときに、例えば小学生とか高齢者がわかると思いますか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 　具体的には何か国際的な大会とか、そういったものが開催できたり、このオリンピックを契機にして何か後世に残していける、つなげていける、そういったものが地域の活性化につながるような形で残していけたらということで、そういった意味でのレガシーということで考えております。

飯島委員 　今、室長が、オリンピックを契機に後世に残すようなということをおっしゃったので、だから、そういうことをレガシーの創出といったときに、すぐぴんと来るようになるかという、僕はそうじゃないと思うんですね。ただ、この言葉遣いが悪いとかじゃなくて、この言葉を使うのであれば、室長がおっしゃったように、後世に残すようなレガシーの創出とか、枕詞を入れるとか、それじゃないととても私は不親切だと思う。オリンピック・パラリンピックで世界中の人が来るので、こういう横文字を使ったりするのも華やかでいいというか、スマートでいいかなという感覚はしますが、何かちょっと安易だと思ったので、冒頭言わせていただきました。

次に、フラッグツアーの開催ということが書いてあります。このフラッグツ

アーとは何か、また、このツアーというのはどういう内容で実施するのかお伺いしたいと思います。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 フラッグツアーにつきましては、前回、リオでオリンピックが行われたわけですが、その閉会式の際に、東京都がオリンピックフラッグとパラリンピックフラッグを引き継いでまいりました。そのオリンピックフラッグ、パラリンピックフラッグを日本に持ってきて、全国に巡回させるという取り組みを今、行っております。このオリンピックフラッグ、パラリンピックフラッグを全国に巡回させることによりまして、オール日本での機運の醸成ということを目的に行っている事業でございます。

このツアーの中では、山梨県には来年3月3日から31日まで来る予定でありますけれども、そのツアーの中で山梨県に来ましたら、フラッグの歓迎イベントや、フラッグの巡回展示、それから小中学校の訪問などのイベントを行う予定であります。

飯島委員 リオで引き継いだフラッグを巡回して展示をしたりという、それで機運を盛り上げようということでありまして、3月3日から山梨に来るということでもありますけれども、具体的な内容をもうちょっと教えていただけますか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 まず、3つの大きい事業がございます。1つ目といたしましては、フラッグ歓迎イベントということでございますけれども、このイベントにおきましてはオリンピック・パラリンピックの出場選手がフラッグを運ぶ使者となりまして、山梨県にフラッグを運んでまいります。それを県が受け取って引き継ぐというイベントを行う予定であります。

2つ目はフラッグの巡回展示ということでございますけれども、フラッグとそれを説明するパネル等を市町村の公共施設等におきまして展示し、多くの人に見ていただくという事業でございます。

3つ目としましては、小中学校の訪問イベントというものを予定しております。これは組織委員会からオリンピックやパラリンピックに出場した選手が参りまして、県内の学校を訪問しまして、交流行事を実施するというものでございます。

大きく3つの事業でございますけれども、山梨県として今後オール山梨での推進体制として東京オリンピック・パラリンピック山梨県実行委員会を設立してまいりますけれども、その中でフラッグに関連する専門委員会も設けて、この部会において本県にとってふさわしいツアーの内容になるよう、さらに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

飯島委員 盛り上げるための1つの方法ということでもありますけれども、せっかくの東京オリンピック・パラリンピックで自転車競技も来るといのが決まりましたし、県民の皆さんに少しでも大勢参加してもらおうというか、感動を受けてもらいたいと思うのですが、やはり昔の話で恐縮なのですが、私が10歳のときに1964年の東京オリンピックがあって、子供心にすごく感動したのを覚えているんですね。やっぱり老若男女みんな感動して、高齢者は生きているうちに東京オリンピックを見にいきたいと、そう思う世代もあるんですけど、次の世代の子供たちにより一層参加してもらおうということを考えるということのもとても重要だと思います。小中学校など、学校を訪問するという説明もありましたけれども、児童というか、そういった子供たちの参加についてはどんな考えでい

るのかお伺いしたいと思います。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、最初にフラッグ歓迎イベントというものを予定しておりますけれども、ここにおきまして県内の小学校とか中学校、それから特別支援学校に通う児童生徒にも参加していただくというようなことを考えております。

それから、小中学校訪問イベントということも行うわけですが、その中では実際にオリンピックやパラリンピックに出場した選手が訪問しますので、直接指導を受ける中で目標を持って頑張ることの大切さとか楽しさを実感できるような貴重な経験の場にしたいと思っております。

こうしたイベントを通じまして、子供たちが平和でよりよい社会をつくるというオリンピック精神もございまして、健全育成につながるとともに、大勢の子供たちの参加を得る中で家庭とか地域とか、そういったところで大会に向けた機運が一層高まっていくということに努めていきたいと考えております。

飯島委員 今、サッカーの世界カップをやっている、そういうスポーツの祭典はやはり自分のアイデンティティーというか日本国民とか、そういう醸成にもつながると思います。特に子供の教育にも資するものだと思いますのでしっかりやっていたきたいと思っております。

この次の2の聖火リレールート案作成補助金530万円余についてお伺いします。事業内容は検討委員会の開催とルート選定調査費等という2本立てとなっておりますが、この533万円余の内訳はどういうものでしょうか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 内訳でございますけれども、まず、検討委員会の開催費として74万6,000円を計上しております。これは委員の謝金や会場借り上げ料、現地を調査するための費用などが含まれております。また、ルート選定調査費として459万円を計上しております。調査ということで専門的なノウハウを有する業者の方々に道路状況の調査とか、安全で確実に実施できるルートの検討などの作業を委託するための経費でございます。

飯島委員 ルートの選定調査費に450万なにかかかるということですが、想像できるのはそのルートを車か何かで行って距離をちゃんと測ったりとか、道路整備がちゃんとできているとか、いろいろあると思うんですけど、その450万なにかの内訳をもう少し丁寧に教えていただけますか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 聖火リレーが安全で確実に実施できるルートについての調査でございますけれども、道路の状況の調査につきましては、交通量とか、それから聖火をリレーするに当たっての隊列を組まなければなりませんので、そういった隊列の通行可能な道幅とか、路面の状況とか、また、聖火リレーをやるに当たりまして関連イベント等もやっていかなければなりませんので、会場とかアクセスが設定できるかどうかなど、そういったところを細かく調査していただくということになると思います。

飯島委員 重箱の隅をつつくわけではないんですけど、この調査というのはやっぱり専門家というか、そういう請負する業者さんに頼むと考えていいのでしょうか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 民間の業者に委託する予定でございます。

飯島委員　　まあ、専門的なことですから当然そうだと思いますけれども、日にちが決まっていることなので、検討委員会で決めるということになるのでしょうかけれども、このルート調査、どのぐらい時間をかけてやるんでしょう。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長　５月にガイドラインが示されているわけですが、その中ではことし中ということでは求められておりますけれども、そのあたりをめどに取り組みを進めていきたいと思っております。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 69 号　平成30年度山梨県一般会計補正予算

質疑

浅川委員　　先ほども意見をちょっと言いたかったのですが、東京オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードレースの推進事業費について、幾つかお伺いします。
まず、アドバイザーの設置と書いてあるのですが、アドバイザーは誰を想定しているのか、また、どんなことをアドバイスしていただくのか説明を願います。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長　アドバイザーにつきましては甲府市在住で、世界のトップレーサーが集うツール・ド・フランスという自転車の大会に戦後初めて日本人として出場しました、今中大山氏を想定しているところでございます。

アドバイザーの役割として、県広報誌や広報番組、県内イベント等への出演、そういったことで県内に向けた機運の醸成への協力をしていただくほか、全国のサイクリングイベント等に出演していただきまして、本県のPRをしていただくということや、また、大会の準備やサイクルスポーツを生かした地域振興等について指導、助言をしていただくことを考えております。

浅川委員　　今中さんはやはりツール・ド・フランスの第一人者だと思いますので、山梨県に住んで、やまなし大使もなさっていますね。ぜひうまく活用していただきたいと思っております。

それから、その下にあるイベントの開催について、短い期間で相当機運を醸成していかないといけないと思っております。イベントではどんなことを想定しているんですか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長　イベントにつきましては、まず、県民の日の記念行事に大勢の人が集まりますので、その場で自転車競技体験や著名人によるトークショー、それからパネル展示等を行いまして、機運の醸成イベントを開催するというもののほか、来年3月が大会の500日前ということになりますので、その500日前イベントとしてカウントボードの設置を行いたいと考えております。

そのほかに県内でもMt. 富士ヒルクライムとかグランfond八ヶ岳、それから甘利山ヒルクライムなどの自転車のサイクリングイベントが行われておりま

すので、そういったところでPRするというとも考えております。
以上です。

浅川委員 ちょっとダブるような質問になりますが、本県で開催されるということは、山梨の魅力を国内外にアピールする絶好のチャンスだと思いますが、その辺について、どんな対応を考えておりますか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 本補正予算におきまして、富士山を初めとします本県の自然豊かなロードレースのコース、こういった魅力を国内外にPRするために多言語による動画の作成をしていきたいと思っております。これを作成しまして、県ホームページとか、あるいはY o u T u b eとか、そういったところを媒体としまして国内外に広く情報発信をしていきたいと考えております。

浅川委員 自転車ロードレースが道志村、山中湖村を通るということで、ボランティア体制とか救急医療の確保などの課題があると思っておりますが、この部分について、大会を成功させるためにはどんな対応を考えているのかお伺いします。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 大会組織委員会から、大会の実施に関して交通規制の広報とかボランティアの募集など、関係自治体の協力事項として示されているところでございます。今後、関係機関と協議する中で役割分担を調整しながら対応について検討してまいりたいと考えております。

浅川委員 東京オリンピックは2020年ですが、前年にはプレ大会が行われますが、こういう流れの中で現在の予算等々で、その辺は対応できるのかどうかお伺いします。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 今回の予算はイベント等の予算を盛っているわけでございますけれども、このほかに県の広報誌『ふれあい』とか、それから広報番組などを積極的に活用しまして、自転車競技ロードレースが県内開催されるということを広く県民にアピールしていきたいと思っております。

浅川委員 ちょっと今、予算がこれで足りるのかという質問をしたんだけど。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 予算につきましては、今後、大会組織委員会や道志村、それから山中湖村、関係機関と協議する中で、役割分担が明確になってくると思われまますので、必要経費についてはそういった協議を経まして整理をしていきたいと考えております。こうした中で必要となった予算につきましては、適切に対応してまいりたいと考えております。
以上でございます。

浅川委員 最後に部長にお伺いします。4月に組織再編をしたわけでありましたが、オリンピックの自転車ロードレースの正式決定が多分、来月とも8月とも言われていますが、正式に決定した場合に、この体制でできますか。その辺をお答え願いたいと思います。

平賀総合政策部長 オリンピックを迎えるに当たります体制ということでございますけれども、この自転車ロードレースの準備を含めまして、全体としては山梨県の実行委員

会というものをつくります。その中に、現在考えておりますのは幾つかの部会をつくり、その1つとしてロードレースの部会も考えているところでございます。そういうものも含め、全県的にはそういう実行委員会で進めていき、庁内的には、現在、オリンピック・パラリンピック推進室で13名の体制で準備を進めているわけですが、今後は組織委員会からいろいろなお話とかも来るかと思えます。あるいは、他県との調整もいろいろ必要になってくることあるかと思えます。その辺を踏まえまして、庁内の体制につきましては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

飯島委員 関連してですけれども、せっかくというか、晴れてというか、このロードレースが開催されるということでありまして、この機会を捉えて世界中に山梨のよさを知らしめるということは当然取り組みの中にあると思えます。この開催を契機に、自転車レースに限らず、競技を山梨で開催するという思いもあるかと思えますが、そういう思いもあるという解釈でいいですか、まず。質問の内容がわかりませんか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 大変失礼でございますが、もう一度御質問いただければと思えます。

飯島委員 済みません、抽象的で。今回のこのロードレースが決定したという機会を捉えて、山梨でもう1回ロードレースをやるとか、ほかの競技でもいいですけど、これ1回きりでやめるということじゃなくて、これを捉えてそういった競技を開催するという考えというのは、今あるのかなのか、そういうものはどうお考えなのか、この際お伺いしたいと、こういうことです。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 オリンピックの県内開催ということで、オリンピックが開催されるコースについて今後、オリンピックロードとしての知名度を得たり、それから県民の自転車競技への関心も高まったりということが期待されるわけですが、オリンピックの県内開催ということが一過性というか、1回きりのことで盛り上がるということではなく、オリンピック後、先ほどレガシーという言葉も使わせていただきましたけれども、大規模な大会が誘致できるか、開催できるか、そういった可能性につきまして、今後、関係自治体や競技団体とも検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

飯島委員 今の時点では明言できないと思えますけれども、ただ、私は、やりっぱなしじゃなく、この機会を捉えて前に進んでもらいたいと、そういう考えも持ってほしいという思いなのですが、前向きに捉えるという答弁だというふうに理解したとして、そうすると、もちろん今後のオリンピック以外にもそういう国際競技を、山梨でやるように努力するときに、私はせっかく自転車ロードレースがあるので、参加する選手に対してもう1回山梨を走りたいとか、山梨を走ってよかったなと思わせることがとても戦略として大事だと思うんです。国際総合戦略事業費ってありますから、そういう選手に対する戦略というのは、どう思っていますか。今後の取り組み、今後の事業の展開の中で、お考えがありますか。お答えいただきたいと思えます。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 選手の方々を含めて、山梨県に来られる大会の

運営スタッフとか、それから、観戦する方々もいると思います。そういった方々が山梨県に滞在中、さまざまな場面で山梨の魅力というのを感じていただけるような場面をつくっていく必要があると思います。そういった中で、一番としてはやっぱりおもてなしというところでその魅力を感じていただければと考えております。東京オリンピック・パラリンピックの山梨県の実行委員会というものを設立しますので、そこで関係する各界の皆様にも御協力いただきながら、おもてなしの充実に向けて全県的に取り組んでいきたいと考えております。

飯島委員

古屋室長がまさにおっしゃった、そのおもてなしなんですよね。だから、自転車レースの開催がハードなものだとすると、選手を気持ちよくさせるっていうソフト的な取り組みが僕は絶対必要だと思うんですね。だから、それを今後もしっかり意識してやっていただきたいと思います。

そして、もう一つ、せっかく自転車競技ということになりますから、今、バイロロジーという取り組みが日本国内でかなり認識されています。この間、6月8日閣議決定されまして、自転車活用推進法に基づく国の自転車活用推進計画というのができたんです。これ、山梨県では、所管は県土整備部なんですね。県土整備部も山梨県の自転車活用推進計画を今、計画しているんです。ただ、オリンピックの所管は皆さんでありますから、ぜひその辺は横断的にやってもらいたいと要望をして終わります。

佐藤委員

東京オリンピック・パラリンピックでの自転車競技に道志村、山中湖村が選ばれたということで非常に喜ばしく、また、うれしいことなんですけれども、道志村の道路事情というんでしょうか、よく新聞で目にするのが、ライダーが転倒して死亡するという事故が多いかと思うんです。結構目にしていて思っています。実際の競技が始まったときに相当なスピードでコーナーを攻めるんじゃないかなと思いますので、そういう安全性につきまして、当然、警察あるいは県土整備部と協議しながら選手の安全を図るという部分をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

古屋オリンピック・パラリンピック推進室長 大会の実施につきましては、オリンピック組織委員会等が当たりますけれども、組織委員会等において調査等が行われますので、そうした関係機関と協議しながら対応していきたいと考えております。

佐藤委員

ぜひお願いしたいと思います。選手の安全を確保できるようにあらかじめ調査をしていただいて、例えばバイクの死亡事故が多いコーナーとか、そういったところも把握していただきながら、安全性を高めていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(やまなし性暴力被害者サポートセンターについて)

飯島委員

県民生活関係でまずお伺いしたいと思います。最近、世間ではパワハラとかセクハラとかそういう記事も取り上げられ、大事な案件でありますけれども、そういった意味で性犯罪とか性暴力被害者のためのワンストップ支援センターがこの4月から開設されたと承知しておりますが、まず、このセンターは具体的にどのような支援をされるのかお伺いします。

小田切県民生活・男女参画課長 このセンターにつきましては、名称をやまなし性暴力被害者サポートセンターといたしまして、愛称を「かいさぼももこ」としております。支援につきましては、センターでは性暴力の被害を受けた方から専門の相談員が電話、面接、あるいはメールなどで相談を受け付けまして、支援機関と連携をする中で産婦人科医療や、カウンセリングによる心理的支援、法的な支援、あるいは警察への付添い等、被害者の方に寄り添った総合的な支援を行っております。また、そういう支援をそこでワンストップで行うことによりまして、例えば被害を受けた方が同じことを何度も説明しなくて済むようなこととなりますので、その被害者の心身の負担の軽減や、早期に健康の回復が図れるのではないかと考えているところでございます。

飯島委員

ワンストップで丁寧に支援をしているということで、御答弁の中でも、さまざまな機関と連携して支援を行うということでしたが、それをもうちょっと具体的に、どんな連携をされているのか教えていただけますか。

小田切県民生活・男女参画課長 このセンターを設置するに当たりまして、昨年度から産婦人科の医療関係機関とか、あと弁護士とか、そういう団体の方々からなる支援連携会議というのを開きまして、その支援のあり方については検討してきたところでございます。この3月の末に、警察ですとか、産婦人科の医療機関、弁護士会、臨床心理士会、看護協会、委託をしています被害者支援センターやまなしなど、8団体と連携協定を結びまして、関係機関と緊密に連携する中で相談者の方に寄り添った支援を行うような形の体制をとっているところでございます。

以上です。

飯島委員

相談者にとってはいろいろな機関があると、いろいろな案件、いろいろな分野があるので、とても心強い支援体制じゃないかなと思いますが、4月から開設されたということではありますが、現在までの相談の状況はどうでしょうか。

小田切県民生活・男女参画課長 相談につきましては、専門のスキルを持った女性相談員が電話や面接、あと、24時間メールを受け付けており、そういった形で相談を受け付けております。4月から昨日までの相談状況としましては、電話、面接、メールで合計15件の相談が寄せられているというところでございます。

飯島委員

こういう案件は相談件数が多いことがいいことではないと思いますが、そうはいっても人によって気が弱かったり、相談窓口やこういう施設があってもなかなか利用しにくいという、いわゆる潜在的な被害者というか相談者のことを

考えると、もっともっと周知をしてもらいたい。正直言って私も承知はしていましたが、そういうパンフレットとかリーフレットとかを見たこともなかった。センターの愛称の「かいさぼももこ」という、これもとてもかわいらしい名前がいいかなと思いますが、何しろその周知、広報をすることによって、それを頼れる、いわゆる駆け込み寺的な位置づけもあると思いますので、繰り返し申しわけないですけど、周知が非常に重要だと思います。その周知に取り組んでいく計画、意気込みをお伺いしたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長 現在、県のホームページとか、あとテレビスポットですとか、各種の広報媒体を通じて周知を図っているところがございます。また、リーフレットや、名刺大のカードもつくりまして、学校やスーパー、コンビニ、病院等に配布をさせていただいているところがございますが、今後も、さまざまなイベントや会議を通じましてリーフレットを配布することに加えて、名刺大のカードにつきましてはコンビニやスーパーに置いていただいて、若い方々にも手に取っていただいて、万一そういう被害があった場合には早期に相談できることがわかっていただけるように周知を進めていきたいと思っております。

飯島委員 ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

あと、先ほど開設から今日現在まで15件の御相談があったということですが、できたばかりなので今後の課題かもしれません。こういった相談内容を、さまざまな関係機関があるとおっしゃっていましたが、そういう人たちと共有して、どういう傾向があるかとか、こういう対応でよかったのかということはやらざるを得ないというか、もちろんやったほうがいいと思いますが、その辺については今どういう状況で、今後どうされるつもりか教えてください。

小田切県民生活・男女参画課長 まだ3カ月ですけれども、これからの開設後の実績ですとか、相談者さんのニーズ等も踏まえまして、先ほど申し上げました3月に協定を結んだ関係機関がございますので、そういう関係機関に、あと女性相談所や児童相談所などを加えました連絡調整会議のようなものを年度内には開催をしまして、そこで今後の課題や問題点を把握していきたいと思っております。

(北富士演習場について)

渡辺(英)委員 1点伺います。きょうの新聞に大変ショッキングなニュースが出ておりました。「北富士で英軍と訓練浮上」という、こういう記事ですけれども、中身は英軍と陸上自衛隊が今秋に行う共同訓練の候補地に陸上自衛隊北富士演習場が挙がっていることが28日、関係者への取材でわかったと、こういうニュースでございます。私もあそこで生まれ育って七十数年たつわけですけれども、北富士演習場で英軍と訓練したというような経緯はありませんし、この3月新たに更新されました第10次使用協定においても米軍の使用を認めているというところで、英軍等の話は出ておりません。どこで、どういういきさつの中でこういうニュースが載ったか定かではありませんけれども、非常に地元としてもこれは大変な問題であります。

県ではこのことに対してどう承知しているのか、そのあたりのことについてまず伺いたいと思います。

斉藤北富士演習場対策課長 ただいまの質問にお答えします。本日新聞報道に出ました英軍と自衛隊の共同訓練につきまして、北富士演習場で行われるということは聞いて

おりません。大変重要な問題であると考えておりますので、国、地元、富士吉田市、忍野村、山中湖村、吉田恩賜林組合等の情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

渡辺（英）委員 この報道を受けて、地元の関係の皆さんと何か連絡を取ったとか、話し合いをしたとかいうことはあるんですか。

斉藤北富士演習場対策課長 ただいまの質問にお答えします。情報につきましては本日、新聞報道に出たことでございますので、現在のところ、地元の方とは連絡調整等は行っておりませんが、今後必要な対応につきましては、北富士演習場対策協議会等と連携しまして、地元と協議しながら対応について考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

渡辺（英）委員 全く県のほうも承知していないというような状況でございます。大事なことは、この情報の正確さ、そうしたことを掌握していかなきゃならないと思いますので、今、情報が県のほうにはないということですから答えようがないでしょうけれども、神経を張りめぐらせて、情報収集に全力で当たっていただくようお願いして終わりたいと思います。

以上です。

（やまなし出会いサポートセンターの富士吉田窓口について）

渡辺（淳）副委員長 やまなし出会いサポートセンターの富士吉田窓口について何点かお伺いしたいと思います。この件につきましては、さきの予算委員会でもさせていただいたのですが、富士吉田の市民会館の会議室を使って、5月初旬から運営が始まったと承知していますが、まずはその利用状況についてお伺いいたします。

小田切県民生活・男女参画課長 出会いサポートセンターの富士吉田窓口につきましては、今おっしゃられたとおり、富士吉田の市民会館の会議室で5月6日から開設をしたところでございます。開設から6月17日まで、25日間における利用状況ですけれども、特に土日を中心に閲覧の会員の方が多くいらっしゃって、利用者は今、67名と聞いております。今までやはり甲府だけだったものが富士吉田のほうに窓口ができたということで、会員の方の利便性も図られているのではないかと感じているところでございます。

渡辺（淳）副委員長 67名ということで、2カ月弱の中では、まあ順調にしているのかなとも思うのですが、もともと国中のほうにあって、なかなか富士東部地域の方が利用できないがゆえに富士吉田地域に設置したという経緯だと思います。そのような中で、私が承知しているのは、富士吉田の市民会館の会議室は暫定的なものであって、どこか別のところに常設の窓口の設置を検討しているという予算委員会の答弁だったと思うのですが、その常設の窓口の設置についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

小田切県民生活・男女参画課長 常設の窓口につきましては、委託先であります山梨県法人会連合会とも協議をしてきたところでございますけれども、このたび立地の面、あと広さの面、セキュリティーとか駐車場の確保という面から最適であるとい

うところで、富士吉田市の下吉田に山梨中央銀行の旧吉田支店があったところ
でございますが、現在、本町通り出張所となっている店舗をお借りすることが
できましたので、そこを常設窓口にすることといたしました。

そこにつきましては、来週7月7日にオープニングセレモニーを行いまして、
報道関係者の方にも内覧会を開催したいと考えているところでございます。

渡辺（淳）副委員長 富士吉田市内にある本庁通りのATMのところに常設の窓口を設置と
いうことになって、来月にはオープニングセレモニーということでございます。
富士吉田市のみならず、富士北麓地域、富士東部地域にも結婚相談の需要は大
きくあろうかと思えます。それに対応できるような常設の窓口になっていって
いただきたいなど、そのように思っているんですけども、まだ当然ながら周
知は進んでいない段階でございます。ぜひとも地元の方々に知っていただいて、
活用していただいて、少子高齢化対策にも資するような、そういった常設窓口
になっていただきたいと思っているのですけれども、今後の周知についてどの
ようにお考えなのか伺います。

小田切県民生活・男女参画課長 富士吉田窓口の周知につきましては、地元の富士吉田市を初
め、近隣の市町村と緊密に連携していくことが必要だと考えております。その
市町村の担当者ですとか、その地域で活動されています婚活の支援団体の皆様
方と情報の交換、情報の共有を図りまして、広く窓口をPRしていきたいと考
えております。

また、その窓口を拠点としまして、地域の市町村に出張で出向くようなこと
も考えておりますので、地域の中で1人でも多くの方に御利用いただくような
形で周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

渡辺（淳）副委員長 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

（富士山保全協力金について）

次に、もう一つお願ひいたします。富士山保全協力金についてであります。
先日的一般質問の中でも聞かせていただいたのですけれども、それに関連して
幾つか、富士山保全協力金の協力率の向上について何点かお伺ひしておきたい
と思ひます。

先日的一般質問の答弁では、協力金の協力率の向上に向けて、昼間のスタッ
フの重点配備ですとか、電子マネー等の決済の実証実験を行うというような答
弁だったと承知しているのですけれども、それ以外にも地元あるいは登山者か
らさまざまな要望等があるかと思ひます。その中の1つとして、六合目の仮
設トイレについてであります。七合目にある公衆トイレは何年か前に改修され
て、快適な状況になったということをお伺ひしておりますけれども、六合目も
大変な登山者の方で、六合目こそまさに登山道に登り始める手前で、皆さんそ
こでトイレ休憩等を取っていることが多く、また、下山してくる方もそこを活
用するというようなこともあって、大変利用度の高いトイレなのですけれども、
いまだにおいが臭いですとか、衛生面であまりよくないという声も伺ひして
おります。

この六合目のトイレを快適なものにしていくということに対して、ぜひ協力
金を使っていただきたい、もっと拡充してもらいたいというような声を伺ひま
すので、その点について今年度どのように考えていくのかお伺ひいたします。

入倉世界遺産富士山課長 富士山保全協力金の使い道の一つであります六合目の臨時の仮設の

公衆トイレにつきましては、これまでし尿を燃やす方式であったために悪臭が発生しておりまして、御指摘のような意見が登山者等からもございました。このため、ことしの夏から、し尿を微生物で分解する、いわゆるバイオトイレ式の仮設トイレをレンタルいたしまして、今までよりもおいの発生が抑えられて、また、快適なトイレとなることが期待されます。協力金の使い道の一つでもございますので、協力金への理解も高まるものと考えております。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 燃烧式からバイオ式へのトイレの変換ということで、昨今、登山者は女性の方も多いので、ぜひ維持管理等に努めていただいて、快適なものにしていただきたいと、そのように考えております。

また、協力率の向上に向けて、昨今、外国人登山者がふえてきているというようなお話が新聞紙上でもあります。特に中国人登山者が大変ふえてきております。昨年も五合目のところに行かせていただいたわけですが、大勢の中国人観光客がそちらにいらっしゃって、まさに登山をしようとしているところを何度かお見かけいたしました。

そのような中で、私が聞く限りですと、中国人観光客の方は、情報収集にほとんど紙媒体を使用しないと。英語、中国語、日本語で協力金に対する協力率の向上に向けてのチラシをつくっていらっしゃると思うのですが、中国人観光客の方はほとんど見ないということで、スマートフォン等を通じた電子媒体で情報収集をしているということでもあります。そのような中、ことしの7月から始まります登山シーズンに向けて、中国人登山者に対する電子媒体における情報発信についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 保全協力金のインターネットによります外国人向けの情報発信につきましては、これまで環境省や静岡・山梨両県で運営をしております富士登山のオフィシャルサイトが主なものでございました。今夏は日本政府観光局が運営しておりまして、外国人にもよく見られている外国語のサイトへ掲載することを考えております。また、特に中国の方に向けては、中国の方のほとんどが利用されていると聞いておりますSNSのウェイボーも積極的に使いながら、これまで以上に海外向けの情報発信を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 ウェイボーは、私は承知していませんけれども、多分、日本でいうフェイスブックだとかインスタグラムだとかLINEだとかっていう、そういったSNSの一種だとは思いますが、ぜひ中国人の方が多数利用しているのであれば、そちらを積極的に使って情報発信していただきたいと思えます。

もう1点、外国人観光客の利用率の向上に向けて、五合目の総合管理センターの2階でビデオを流されていると思うのですが、あまり見られている方を見ていないといえますか、あまりいないというのが実情だと思います。また、一方で、富士北麓駐車場から五合目までのバスですね、四、五十分の間、音声で協力率の向上だとか、それだけじゃなくて安全登山対策だとか、登山時のマナーだとかについて普及啓発されていると思うのですが、その中で、せっかくそういったビデオがあるのであれば、40分から50分間のバスの中で、音声だけでなく、日本語、英語、中国語ぐらいのビデオを、時間もありませんので、流されたらいかかと思うのですが、御所見をお伺いしたいと思います。

入倉世界遺産富士山課長 これまでは北麓の駐車場から五合目に行きますシャトルバスの中で協力金の呼びかけや安全登山につきまして、バス事業者の協力をいただきまして音声で確かに流しておりましたけれども、御指摘のとおり、そういうものをビデオで流すということは、音声に比べれば有効なものであると考えております。ことしはバス事業者のさらなる協力が得られまして、シャトルバスではございますけれども、その車内におきまして、先ほど言及されました総合管理センターの2階で流しているビデオ、安全登山や協力金の協力呼びかけのビデオの短縮版を、職員が編集いたしまして、英語、中国語、日本語の3カ国語でそれぞれ10分程度で流すことに事業者さんの了解が得られましたので、これまで以上に協力金等や安全登山などの周知を進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 今後もふえることが予想されます外国人登山者に対する登山の安全だとか協力金への協力率の向上だとか、登山のマナーだとかの情報発信について、ぜひとも積極的に取り組んでいかれることをお願い申し上げて、最後にもう1点だけ別の質問で、新聞で富士山の山小屋をシェルター化するというような報道も4月以降ありました。山小屋のシェルター化について何点かお伺いしたいと思います。

草津の白根山の噴火を例にとるまでもなく、登山中の突発的な噴石から身を守るために、ほぼ山小屋しか守るべき場所がないんですね、登山道の中には。そんな中で、山小屋の果たす役割は大きいとは思いますが、そんな中で、本年度より消防庁が山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について地方公共団体が補助する場合には新たに財政措置を講ずるという報道があったと承知しております。

そこで、県は地元、富士吉田市等と連携して、本制度に即した補助の制度をこれを機会に創設していくべきだと考えているのですけれども、まず、そもそも山小屋のシェルター化というのはどのようなものを想定されているのか、また、シェルター化をするに当たってどの程度費用がかかるのか、想定されているのか、お伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 最初の質問でございますが、山小屋の避難施設としての整備の概要というか、どのようなものを想定しているのかということですが、防弾チョッキにも使われておりますアラミド繊維という特殊な繊維がございますが、それについてある程度の噴石が衝突した場合でもそれらの繊維は貫通しないという実験の結果がございまして、国、消防庁はこのアラミド繊維を山小屋の屋根裏に張ることで避難施設としての機能を強化できるものと考えておりまして、これらに対する補助金を想定しております。

また、2番目の質問の、経費的にはどれぐらいかということですが、アラミド繊維の施工にかかる経費でございますけれども、山小屋ごとに屋根の面積が異なりますので一概には申せませんが、概略でございますが、大きい山小屋ですと数千万円の費用がかかるのではないかと考えております。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 アラミド繊維を使った屋根の補強ですが、確かに山小屋も小さいものから大きなものまであると思うのですが、大きいものだと数千万円という莫大な費用がかかるわけでありまして。そのような中で、大きな意味では山小屋をシェルター化することによって山小屋にとっても利益はあろうかと思

うのですけれども、幾ら消防庁が補助の制度をつくったり、県も創設したとしても、おそらく山小屋の負担もかなり大きなものになろうかと思えます。そんな中で、さすがに屋根をシェルター化してアラミド繊維を使っても、売上につながるとか営業利益が上がるというものではないかと思えますので、なかなか山小屋の方の理解も得るのが難しいのかなと思えます。ぜひとも地元と連携しながら今後も検討していただきたいと思う中で、最後に1つ、相当な費用がかかるという中で、登山者の安全対策に資するというところで、このシェルター化に富士山保全協力金を活用してみたいかと思えますけれども、最後に御所見をお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 先ほどの避難施設としての山小屋の整備に対します富士山保全協力金の充当についての御質問でございますけれども、他の補助金制度との整合性や富士山保全協力金全体の使い道にもかかわってまいりますので、富士吉田市を初め、関係者と十分協議を尽くしてまいりたいと考えております。
以上でございます。

(リニア中央新幹線の騒音対策について)

飯島委員 リニア関係について二、三、お伺いしたいと思います。オリンピック・パラリンピックが終わったら次はリニアの開通かなという感じがしまして、私も心待ちにしている1人です。そうはいっても、リニアの沿線の人には、初めてのことで、あるいは未知のことでありますので、騒音とか振動が不安であると、こういうことはもう周知の事実でありますけれども、今まで事業者であるJR東海や、JR東海から用地買収を委託された県は、当然今までそういった配慮をしてリニアによる生活環境の影響について丁寧に説明をしているかと思えますけれども、さらにこういった不安を取り除いていただくことが必要と考えます。改めてリニアの騒音対策について何点かお伺いしたいと思います。
まずは、リニアの騒音対策にはどのようなものがあるのかお伺いします。

渡辺リニア推進課長 JR東海が実施主体でございますが、提出しております環境影響評価書というものがございます。その中では、騒音を低減するための環境保全措置といたしまして、防音壁や防音防災フードの設置、個別の家屋対策等、総合的な騒音対策を実施するというところで記されております。

飯島委員 さまざまな対策があるということでもありますけれども、騒音に対する環境基準というのがよく言われるのですが、どのような基準が適用されるのかお伺いします。

渡辺リニア推進課長 環境基準につきましては、騒音の特性を踏まえまして騒音実態や居住実態に照らした設定が行われております。リニア中央新幹線によります騒音につきましては、一般の生活環境における基準とは別に、国が定めます新幹線鉄道騒音にかかわります環境基準が適用されることとなっております。具体的には、主として住居の用に供される地域、そしてそれ以外の地域で通常的生活を保全する必要がある地域とに分けて、それぞれ基準が設けられているというところでございます。

飯島委員 特別な施設が予定されるということでもありますから、本当にできてみないとわからないということも当然出てこようかと思えますけれども、事業主体のJR東海がおっしゃったような環境基準、あるいは国の基準に適合して講ずる

のはもちろんだと思いますけれども、私の感覚だと、沿線住民の方全てとは言いませんけれども、JR東海からは説明を聞くけど、県からはなかなか説明がないという不満というか不安を持っている方が多いように思います。これは事業主体のJR東海と、それから県の仕事の分担があるので、それは私は承知しているのですけれども、住民の皆さんの感情としてはもうちょっと県に丁寧に説明をしてもらいたいというのをとても感じるわけであります。

そういったことも含めて、住民が不安を抱く騒音に対して、先ほどの説明のJRの基準とか国の基準というのはもちろんありますが、県としてはどのように今後臨むのかお伺いしたいと思います。

渡辺リニア推進課長 先生が先ほど申し上げられました県の出足が遅いというお話でございますが、用地取得に当たりましては、まずJR東海が用地の中心線を決めまして、そして導水路のつけかえ協議などを行います。そして、取得する用地を定めまして、特定をいたしまして、その後に県がJR東海から委託を受けておりまして、用地買収に入るというような手順になっております。このため、どうしてもJR東海さんのほうが先に入りまして、そして協議が調ったところから県が入っていくというようなこととなりますので、その辺のタイムラグが生じてしまうということでございます。

県がどのようにして臨むかということでございますが、県につきましては、JR東海に対しまして沿線市町の皆様の理解を得ながら、騒音対策を実施してまいりますよう要請をしてみたいと考えております。さらに、JR東海が講じる環境対策につきましては、沿線住民の意向に沿ったものとなるよう、今後、JR東海と協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

飯島委員 先ほど申し上げましたように、事業主のJR東海と県の仕事の住み分けは説明があったとお理解したのですが、くどいようですけど、住民の皆さんは、そうはいっても県から説明を聞きたいという感情はありますから、改めてそういうことを頭に置きながら、住民の意向に沿った環境対策をとすることはさっき答弁がありました。住民の意向に沿った環境対策というのはどのように決定していくんですか。

渡辺リニア推進課長 まず、沿線地域の意見を踏まえまして、防音壁や防音防災フードなど、地域の状況に応じた適切な環境保全措置が講じられますよう、沿線市町と十分に議論を重ねてまいります。そして、市町の意見を集約した上で、県として市町案を作成することといたしております。JR東海に対しましては、この案に沿って具体的な環境保全措置を要請します。そして、適切な騒音対策が実施されるよう協議の上、最終的にJR東海が対策を決定していくと、このような手順で進めたいと思っております。

飯島委員 ありがとうございます。今までも丁寧にやっただけでいるというのは承知しておりますから、さらに住民にはそういった対応でしていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 61 号 山梨県県税条例等中改正の件

質疑

佐藤委員 現在のコンビニ収納の利用率がどのぐらいかという部分をお伺いしたいと思います。

今井税務課長 現在、コンビニ収納できるのは自動車税の定期賦課分のみとなっております、平成 29 年の実績では件数ベースで 48.5%と半数近くがコンビニで納められております。
以上です。

佐藤委員 他県の状況というのはどうなんでしょうか。

今井税務課長 コンビニ収納につきましては、自動車税については全ての都道府県で現在導入されておりまして、その他の税目という話になりますと、山梨県ではまだ導入しておりませんが、よその県の状況で言いますと、個人事業税と不動産取得税が 33 都道府県、軽油引取税と法人県民税が 20 都道府県という状況になっております。
以上です。

佐藤委員 納税者の利便性向上にどのような徴収効果が期待できるのか、また、今後予定している取り組みがあるのかお伺いいたします。

今井税務課長 まず最初に、どのような効果があるかということなのですが、現在導入しております自動車税の定期賦課、平成 17 年度から導入しておりますけれども、当時の導入前の自動車税の徴収率というのが 92.6%となっております、平成 28 年度の自動車税の徴収率が 98.8%と 6.2 ポイント増加しているような状況であります。県税全体の徴収率も同じ時期で比較しますと 2.9 ポイントしか増加しておりませんので、コンビニ収納など納税手段の多様化ということを進めますと県全体の徴収率が向上するものと考えております。
また、現在開発を進めております新税務システムの稼働後に、導入経費や維持管理費などの費用対効果を踏まえて対象税目を検討した上で、新たにクレジットカード納税やインターネットによる電子納税等の導入の検討を今後予定しております。
以上です。

佐藤委員 時間帯も、例えば銀行は 3 時、郵便局は 4 時とかという部分がありますが、24 時間営業のコンビニはかなり有効な手段かなと思いますので、ぜひ高まるような御努力、宣伝をしていただければと思います。
ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 62 号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑

佐藤委員 これは用語の確認ですけど、地方活力向上地域は県全域ということによろしいですか。

今井税務課長 県下全域が対象でございます。

佐藤委員 その場合、県税の特別措置を実施してきたと思えますけれども、その内容と実績について伺います。

今井税務課長 特別措置の内容につきましては、県が策定しました、国が認定した地域再生計画において定められました地方活力向上地域において、これは今申し上げましたように山梨県全域ですけれども、地域再生計画の公示日から平成30年3月31日までの間に特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、その認定日から2年以内に本社機能を有する施設を整備した場合に、事業税、不動産取得税の不均一課税を実施するというものでございまして、今までの実績ということでございますけれども、平成30年3月31日までに特定業務施設整備計画が認定された事業者は4法人ございます。ただ、その中身によりまして実際適用を受けた業者は1法人ということになっております。
以上です。

佐藤委員 移転型事業に係る特別措置ということもありますが、不均一課税から課税免除に拡充する理由というのは何でしょうか。

今井税務課長 本県では、先ほども申し上げましたように、これまで不均一課税という形で20分の1ということで、全国でもトップクラスでの特例措置を講じまして、本社機能の移転等を推進してきたところでございます。今回、対象メニューが拡充されたことに伴いまして、全国トップクラスとしていくために今回、課税免除としたものでございます。
以上です。

佐藤委員 本県はトップクラスの優遇があるということなのですが、他県との競合というのもありますから、こういった税の整備、本社移転を促すという部分の中で、本社機能というオフィスであったり研究施設であったり研修施設、そういったものが移転してくるということが望ましいし、我々は渴望すべきだと思っておりますけれども、いずれにしても実績を積み重ねていって、どんどん来ていただく。そして、それが本社で、事務管理部門であれば、例えば500人いれば家族ともども来ると1,500人になるとか、それが10社来たら1万5,000人になるという、非常に人口増になると思いますから、こういった部分で優遇税制というんでしょうかね、企業にとって移転しやすいという環境をこれからもつくっていただきたいと思っています。

以上です。終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 64 号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑

渡辺（淳）副委員長 課別説明書、総の4ページ。今、御説明いただきました南都留合同庁舎移転整備事業費について何点かお伺いします。水岸委員長の地元の都留市で行われております南都留合同庁舎の移転につきましては、去る4月6日に新庁舎の起工式がとり行われたということを承知しておりますし、また、今現在、設計、測量等も終わり、基礎工事に入っているということも地元として見させていただいております。

そんな中、1日も早い南都留合同新庁舎の完成が地元では心待ちにされているのですけれども、まず最初に、今現在の工事の進捗状況、特に現段階で工期等におくれ等が出ていないのかについてお伺いいたします。

雨宮財産管理課長 工事につきましては、新庁舎本館の建築工事とともに機械設備工事、及び電気設備工事に着手したところでございます。新庁舎本館の各工事につきましては、明年3月の完成を目指して進めておりますが、現時点までの工程は順調でございまして、特段のおくれは生じてございません。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 特段のおくれが生じていないということで安心いたしました。

それでは、今回この補正予算で防災行政無線の整備の予算を計上していらっしゃると思うのですけれども、今回のこの6月補正のタイミングでこの防災行政無線等の整備について補正を計上してくるということは、そもそも想定内、ここでこのようなことになる予定だったのか、それとも何かスケジュール的な変更があって今回このようになったのか、次にお伺いいたします。

雨宮財産管理課長 スケジュール等につきまして、特段の変更が生じたわけではございません。今回計上いたしました件につきましては、平成29年度9月議会におきまして繰越明許費の御承認をいただきました防災情報関連の設計委託業務に係る成果が得られましたことから、これらの成果に基づき工事費用等を予算計上させていただくものでございます。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 順調に進んでいるということで大変結構なことだと思っております。

また、この新庁舎が建つ場所は都留文科大學等もあつたりして、学生の行き来も激しく、また、駅前ということでその他地域の住民の方だとか観光客の方

もたくさん通るところでして、ぜひ今後は安全対策に万全を尽くしていただきながら、かつ、順調に工事を進めていただいて、早期完成を望んでおります。

そこで、最後に今後のスケジュールについてお伺いいたします。

雨宮財産管理課長 今後は新庁舎本館の工事と並行いたしまして附属棟、立体駐車場を初め、今回の補正予算にかかわります防災行政無線や情報関連などの工事を進めてまいります。

外構工事まで含めまして移転先全ての工事が完成した後、明年8月には新庁舎に移転をし、9月には都留市に現庁舎を引き渡す日程で進めてまいります。

以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 68 号 甲府市の中核市指定に係る申出に関する同意の件

質疑

皆川委員 地方分権という大きな流れの中で、特例市であった甲府市が中核市に移行したいということで、移行すれば県から権限の一部が委譲され、住民に身近な甲府市に移行するということになりまして、それ自体は市民にとってもいいことだと思いますけれども、幾つか質問をさせていただきます。

まず、県議会が同意することだが、同意するに当たって、判断があるわけだよね。どういう理由で同意するかという、その判断の基準というのは定められていますか。

小田切市町村課長 中核市になるための、例えば特例市であるというような要件だとか、あと、中核市に移行するための法律上の手続というのは地方自治法などに規定されているのですけれども、同意するに当たっての判断基準につきましては特に明文化がされておられません。

皆川委員 明文化されていないと、どうやって判断するのかちょっと私にはわからないんだけど。何らかの基準がなければ、ただ、はい同意しますっていうわけにいかないと思うんだよね。明文の規定がないといたって、何か判断の基準がなければ、ただ盲目的に同意しますとはいかないでしょう。そこをちょっと説明してください。

小田切市町村課長 甲府市が中核市に移行する上での判断基準というのは、抽象的な言い回しになってしまいますが、移譲される事務に関しまして住民サービスを提供できる体制が整うということが一番重要であると考えておりまして、判断の目安だと考えております。

住民サービスを提供できる体制といたしましては、人的な要素、財政的な要素、設備的な要素というものが必要だと考えておりますが、甲府市はこれまでこうした要素を整えながら中核市に移行する体制を整えてきていると考えております。

皆川委員 人、物、金ってということですね。要するに。それが整っていなければだめだという意味だと解釈したんだけど、その具体的な人、物、金の内容について、どういう整え方をしていますか。

小田切市町村課長 委員がおっしゃるように人、物、金です。人的要素、財政的要素、設備的要素と言いましたが、まず人的要素、人の問題です。人の問題につきましては甲府市のほうで移行準備組織を設置したり、もしくは必要な専門職員等が、特に保健所などは必要であり、そういった必要な専門職員等は既に市のほうで確保しています。また、職員を県に派遣、もしくは人的交流により、現在、県のほうで研修を行っているというのが今年度の状況でございます。人的要素はそうした形で整いつつあるというところでございます。

また、財政的要素につきまして、事務移譲に必要な財源は地方交付税だとか、あと、国からの補助金などによりまして措置される見込みでございます。

また、設備的な要素としまして、特に保健所というところがございます。現在、甲府の相生に甲府市健康センターというものがございしますが、その健康センターを現在改築して、保健所も一緒に入れるような形で整備をしております。あと、情報システム関係がまた必要になりますけれども、そうした情報システム関係も市のほうで今整備をしておりますので、設備的な要素も備えているところでございます。

以上によりまして、住民サービスを提供できる体制が整っていくと考えております。

以上でございます。

皆川委員 移譲といっても保健所だけじゃなくていろいろあると思うが、今まで県に同意を求めるために甲府市とどのぐらいの準備の協議期間というのがあったのか、どういうふうに協議してきたのか、ちょっと説明してください。

小田切市町村課長 甲府市が中核市移行を明確にしましたのが平成27年6月のことでございました。それ以降3年近くの時間をかけ、甲府市と県は県市協議会、もしくは県市幹事会などを通じまして、移譲事務の内容確認や、その課題の整理、調整を行い、約2,400の事務を移譲する合意に至り、3月には甲府市の3月議会でその議決をいただいております。6月県議会に、同意案件として出させていただいているような状況でございます。

皆川委員 いろいろな事務が移譲され、ある程度お金がかかると思うんだよね。甲府市はあまり財政状況がよくないが、県としてはそういうものに対する財政支援なんていうことも考えていますか。

小田切市町村課長 移譲事務がふえますと、確かにそれに関します歳出が増加するということとなりますが、そちらにつきましては交付税もしくは国からの補助金等で措置されることとなっておりますので、県からの財政支援は特に考えておりません。

皆川委員 この事務が甲府市へ委譲されることによって、甲府市民への住民サービスが低下するようなことになっては困るので、そういった意味で財政支援以外にも、またいろいろな意味で県は甲府市に対して支援していかなければならないと思うんですよね。そういうことも考えていますか。

小田切市町村課長 確かに市民へのサービス低下とならないようにしていきたいと思っております。

まして、甲府市が円滑な事務処理、また充実した市民サービスを提供できますように、県の支援ということにはなるのですが、特に今年度におきましては、引き継ぎを来年度の4月に向けてしっかりやっていくということが必要になるかと考えております。

確かに、先ほど申しましたように、既に人的な交流もしておりまして、実際、今年度以前から甲府市の職員の方が研修をしているのですが、来年度以降、それらの方々以外も事務を行うこととなりますので、そういった方々を含めまして、県では、本庁に関しましては19課がこの移譲事務に関連する課なのですが、現在、引継計画というのをしっかりつくっている状況でございます。その引継計画、具体的に言うと事務マニュアル等になりますけれども、それを使いまして今後、対話式で甲府市の職員の方へ説明を実施することで、疑問点の解消や理解度を高めたり、また、これまで県が蓄積しているノウハウやコツなどを引き継いでいながら、市民サービスの低下とならないように県としてはしっかり支援していきたいと考えてございます。

以上でございます。

皆川委員 2,400以上の事務を引き継ぐというのは大変なことだと思し、甲府市もいよいよ開府500年を控えて頑張らなければと思っているところだけに、しっかり県としても支援をしてあげて、立派な中核市にさせていただければありがたいと思います。

 以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 69 号 平成30年度山梨県一般会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第 1 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
 ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
 ・県外調査を8月27日から29日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

総務委員長 水岸 富美男